

平成二十一年四月十七日受領
答弁第二九〇号

内閣衆質一七一第二九〇号

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する再質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する再質

問に対する答弁書

一から四までについて

外務省としては、御指摘の点について、外務省内のローカルエリアネットワーク等を通じて職員に対して関係資料を周知する等の取組を行っており、また、新規採用職員に対するセクシユアル・ハラスメントの防止のための研修を行ってきたが、御指摘の年度においては非常勤職員を含む新規採用職員の一部についてセクシユアル・ハラスメントの防止のための研修を行っていない例もあった。外務省としては、御指摘の勧告があったことも踏まえ、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除のための体制の一層の強化に努めていく考えである。